

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)	(抄)	(附則第二条関係)	1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)	(抄)	(附則第三条関係)	2
○中央環境審議会令(平成五年政令第三百七十二号)	(抄)	(附則第四条関係)	3
○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)	(抄)	(附則第五条関係)	4
○社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)	(抄)	(附則第六条関係)	5
○厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)	(抄)	(附則第七条関係)	7
○薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号)	(抄)	(附則第八条関係)	9
○食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)	(抄)	(附則第九条関係)	11
○産業構造審議会令(平成十二年政令第二百九十二号)	(抄)	(附則第十条関係)	12
○交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)	(抄)	(附則第十一条関係)	14
○水産政策審議会令(平成十三年政令第二百三十号)	(抄)	(附則第十二条関係)	16

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中央建設業審議会の所掌事務） 第四十八条 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第十七条第三項及び第三十六条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p>	<p>（中央建設業審議会の所掌事務） 第四十八条 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第十七条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）            第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第六条の十二第一号、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）第四条第一号又はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第十四条第一号若しくは第二十条第一号の規定による承諾をしたときは、これらの号に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。</p>	<p>（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）            第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第六条の十二第一号又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）第四条第一号の規定による承諾をしたときは、これらの号に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（所掌事務） 第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基 本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学 物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律 百十七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法 律（平成三年法律第四十八号）<u>第三十三条第三項</u>、特定化学物 質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法 律（平成十一年法律第八十六号）<u>第十八条及びプラスチックに 係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）</u> 第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項 を処理する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（所掌事務） 第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基 本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学 物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律 百十七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法 律（平成三年法律第四十八号）<u>第三十三条第三項及び特定化学 物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する 法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきそ の権限に属させられた事項を処理する。</u></p>

○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七 （略）</p> <p>二十八 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の施行に関すること。</p> <p>二十九～三十三 （略）</p> <p>（資源循環経済課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 資源循環経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に関すること。</p>	<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十八～三十二 （略）</p> <p>（資源循環経済課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 資源循環経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>（新設）</p>

○社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第七条第一項に規定するもののほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（組織）</p> <p>第一条の二 審議会は、委員三十人以内で組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
医療分科会	（略）	所掌事務	（略）
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）	（略）	所掌事務	（略）
		<p>（新設）</p> <p>（組織）</p> <p>第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
医療分科会	（略）	所掌事務	（略）
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する	（略）	所掌事務	（略）

2 6 (略)	(略)	福祉文化分科 会	
	(略)	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八條第九項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四百九十九條の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	る法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 6 (略)	(略)	福祉文化分科 会	
	(略)	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四百九十九條の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	すること。

○厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
名称	所掌事務	名称	所掌事務		
(略)	(略)	(略)	(略)		
生活衛生適正 化分科会	一・二 (略)	生活衛生適正 化分科会	一・二 (略)		
	三 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。		(新設)		



2  
~  
6

(略)

2  
~  
6

(略)

○薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
薬事分科会	一 (略)	<p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律百十七号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律百十二号）<u>及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p> <p style="text-align: center;">(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律百十七号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律百十二号）<u>及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p> <p style="text-align: center;">(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
名称	所掌事務		
薬事分科会	一 (略)		所掌事務

(略)	
(略)	<p>二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
(略)	
(略)	<p>二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

○食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百十六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百十六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

○産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
名称	（略）	所掌事務	（略）	名称	（略）	所掌事務	（略）
産業技術環境	一～五	（略）	資源の有効な利用の促進に関する法律、	産業技術環境	一～五	（略）	資源の有効な利用の促進に関する法律及
分科会	六	資源の有効な利用の促進に関する法律、		分科会	六	資源の有効な利用の促進に関する法律及	

2 ～ 6  (略)	(略)	
	(略)	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2 ～ 6  (略)	(略)	
	(略)	<p>び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
名称	所掌事務	名称	所掌事務
観光分科会	観光立国推進基本法（平成十八年法律第七十号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	観光分科会	観光立国推進基本法（平成十八年法律第七十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 ~ 6  (略)	(略)
	(略)

2 ~ 6  (略)	(略)
	(略)



○水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 水産政策審議会（以下「審議会」という。）は、水産基 本法第三十六条に規定するもののほか、プラスチックに係る資 源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定 に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（組織）</p> <p>第一条の二 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要が あるときは、特別委員を置くことができる。</p>	<p>（新設）</p> <p>（組織）</p> <p>第一条 水産政策審議会（以下「審議会」という。）に、特別の 事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置く ことができる。</p>